

岩手県告示第35号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
5 法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち法 <u>第33条第2項第3号又は第4号</u> に該当するもの 条例で定める額の10分の1に相当する額	5 法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち法 <u>第33条第2項第4号又は第5号</u> に該当するもの 条例で定める額の10分の1に相当する額 6 <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第16条の2各号に掲げる工作物、物件又は施設（道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成25年岩手県告示第222号）第12項に規定する物件を除き、道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって知事が認めるものが併せて講じられるものに限る。）</u> 条例で定める額の10分の1に相当する額
備考 改正部分は、下線の部分である。	